廃規指令第１５０５号

宮城県石巻市和渕字笈入３３番地

株式会社 クリーン北上

令和 ７ 年１０月２１日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第１項の規定により許可する。

令和 ７ 年１２月 ９ 日

茨城県知事　　大　井　川　和　彦

許可の条件
特になし。

（不服申立てに係る教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第七号（第十条の二関係）

16009

許可番号　00801019619

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　宮城県石巻市和渕字笈入３３番地
氏　名　株式会社 クリーン北上
　　代表取締役　加藤　仁寛
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 ~~第14条の2第1項~~ の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事　　大　井　川　和　彦

許可の年月日	令和７年１２月９日
許可の有効年月日	令和１２年１２月８日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*3)(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*3)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*3)(*6)、がれき類(*3)、動物のふん尿、ばいじん(*7)
以上１６種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破砕物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

３．許可の条件

特になし。

４．許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和 7 年 12 月 9 日	新規許可		
	以下余白		

５．積替え許可の有無　　~~有~~・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名　　許可番号

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。